

昭和四十七年総理府令第六十六号

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る
銅の量の検定の方法を定める省令

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令
(昭和四十六年政令第二百四号)第二条第二項の
規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要
件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令を
次のように定める。

(試料の採取)

第一条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
施行令第二条第一項第三号の要件に該当するか
どうかの判定のために行なう銅の量の検定(以
下「検定」という。)のための試料を採取する
場合は、検定に係る農用地の面積のおおむね
二・五ヘクタールにつき一個所の割合で、選定
しなければならない。

2 検定のための試料の採取は、前項の規定によ
り選定されたほ場の水口地点、中央地点及び水
尻地点を結ぶ線を三等分し、それらの線のお
おのの中央地点(以下「試料採取地点」とい
う。)において、行なわなければならない。

3 検定のための試料は、試料採取地点の地表か
らおおむね十五センチメートルまでの土壌を採
取し、これを風乾した後、非金属製の二ミリメ
ートルの目のふるいを通過させて得た土壌を十
分混合して、採取しなければならない。

(検定の方法)

第二条 検定は、別表に掲げる方法により試薬及
び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分
の測定を行ない、その結果に基づき、附録の算
式により算出して、行なわなければならない。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年六月一日総理府令第
五八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年八月一日総理府令
第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日環境省令第
九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)



附 録

別 表

$$C = \frac{2C_1C_2C_3}{4}$$

C は、銅の濃度(単位:mg/kg)を示す。

C₁、C₂、C₃ は、試料採取地点(C₁)、C₂、C₃における試料の銅の濃度(単位:mg/kg)を示す。

$$W = \frac{A_1 - A_2}{A_1 - A_2} \times W_1$$

W は、試料の乾燥重量(単位:g)を示す。

A₁、A₂、W₁ は、それぞれ試料の乾燥重量を示す。